豊田市公共施設等総合管理計画の改定について

1　改定の経緯

○ 国（総務省）の策定指針が改定され、中長期を見据えた目標指標の設定や未利用財産の活用等に関する基本方針などを盛り込み、令和５年度までに計画を改定する必要があります。

○ 本市においては、2030 年代後半以降、公共建築物の更新時期の集中などにより経費が大幅に増加する見通しであることや、予測困難な時代への対応などの視点を踏まえ、「将来まちづくりへの投資」を進める中で、「持続可能な公有財産の管理・運営」を目指し、最適化※等の取組を推進する必要があります。

※最適化…社会情勢、まちづくりの方向性、施設の状況を踏まえ、利便性・施設管理・提供するサービスなどの点から最適な状態とすること。

2　改定内容

（１）主な改定内容

「国の策定指針の改定」、「本市の公共施設等を取り巻く状況」を踏まえ、以下の「視点」により、計画の改定を行います。

計画改定において重視する視点

○ 施設の利便性向上、将来のまちづくりへの投資として「最適化」や「資産の有効活用」の取組を推進
○ 持続可能な施設運営に向けた維持管理・更新経費の縮減
○ 国の指針改定への対応

＜主な改定項目＞

① 計画期間の変更

今後の経費見通しや社会環境変化を踏まえ、公共施設等の管理は長期を見据えた対応が必要であることから、計画期間を 2017 年度～2056 年度に設定します。

② 「基本方針」、「施設ごとの個別方針」の見直し

・「基本方針」に「機能と配置の最適化」、「保有資産の有効活用」を追加します。
・「施設ごとの個別方針」の内、公共建築物に再編の検討に向けた基本的な考え方※を追加するとともに、目標使用年数を原則 60 年以上（学校施設（小・中・特別支援学校）は原則 80 年以上）に見直します。

※再編の基本的な考え方…「機能」と「配置」の視点で施設を分類し、「新たな価値の創出」や「持続可能な施設運営」を目指して、機能の複合化・集約化や適正配置を検討します。

③ 目標指標の設定

長期的な展望を踏まえ、持続可能なまちづくりに向けて、計画期間内の公共施設等の維持管理・更新に係る経費（修繕・改修・更新などのハード事業）を、現状の 200～220 億円／年程度とします。

（２）その他

・計画の対象に「公有地」を追加します。
・国の指針改定を踏まえ、都市計画等の関連計画や地方公会計などの取組に関する内容を追加します。